

平成30年度 福祉サービス第三者評価事業(社会的養護関係施設)実施要項

社会福祉法人富山県社会福祉協議会

1 目的

福祉サービス事業者が、自己評価及び公正・中立な立場にある第三者からの評価を通して、事業の運営及び利用者本位の福祉サービスのあり方について見直すことにより、福祉サービスの質向上に結びつけることを主たる目的としてこの評価を実施するものとします。また、福祉サービス利用者へ、適切なサービス選択に資するための情報を提供することにより、利用者本位の福祉を実現することを目的として実施します。

2 事業内容

(1) 評価対象

社会的養護関係施設

(児童養護施設・母子生活支援施設・乳児院・児童自立支援施設等)

(2) 評価料金

308,000円(税込み)

※ 上記は標準的な料金です。評価の手法等に特別なご希望がある場合は、追加料金をいただく場合があります。詳しくはお問い合わせください。

(3) 募集期間

平成30年3月5日(月)から随時受付

(4) 評価方法

全国推進組織の評価基準に従って、「利用者調査」と「事業者調査」の2つの手法を用いて行います。

「利用者調査」では、利用者(状況によっては家族)への聞き取りやアンケート調査等により、利用者のサービスの意向や満足度を把握します。「事業者調査」では、事業者自身による自己評価、本会に所属する福祉サービス第三者評価調査者による訪問調査(1.5日以上)、その他必要な書類等の確認により、サービスの内容や質、事業者の経営や組織のマネジメントを把握します。

これらの評価結果を取りまとめ、事業者、調査機関が互いに納得できる内容となるよう十分な協議を行います。

(5) 申し込み方法

別添申込書により、FAXにてお申し込みください。

3 スケジュール

募集開始	平成30年3月5日(月)
受審決定・日程調整	随時(お申し込み受付後、本会から連絡いたします)
事務局との事前打ち合わせ	訪問調査希望日の概ね2ヵ月前 ※本会から事業所へ伺う場合、別途交通費を請求することがあります。
自己評価等の提出締め切り	訪問調査希望日の概ね2週間前
訪問調査	平成30年4月以降の希望日に基づいて調整
評価結果の報告	訪問調査から概ね2ヶ月後

- ※ 評価結果に同意をいただきましたら、本会より全国推進組織及び富山県福祉サービス評価推進機構へ提出いたします。また、評価料金をご請求いたします。
- ※ 評価結果については、全国推進組織 (<http://shakyo-hyouka.net/>) 及び富山県福祉サービス評価推進機構より、サンシップとやまのホームページで公表されます。 (<http://www.wel.pref.toyama.jp>)

4 第三者評価機関 富山県社会福祉協議会の特長について

- ・ 平成30年1月現在で、富山県の要件に該当する評価調査者が34名登録しています。
- ・ 登録者の多くが、福祉・医療分野での実務経験者です。
- ・ 介護福祉士、社会福祉士、看護師、保育士、介護支援専門員など、福祉・医療分野の有資格者を多数登録しており、それぞれの知識や現場経験を踏まえ、専門的かつ客観的な視点から評価を実施しています。
- ・ 組織運営管理経験者の多くが社会福祉関係事業所の運営に携わった経験があり、現場に即した助言を行っています。
- ・ 学識経験者、社会福祉事業の経営者、福祉サービス利用者及び一般県民で構成する第三者委員会を設置し、より公正な評価に取り組んでいます。評価結果は本委員会で審議し、承認を得た上で受審事業所へ報告しています。

5 お問い合わせ・お申し込み先

【評価機関認証番号 No.16-001 No.2410-015-01】

社会福祉法人 富山県社会福祉協議会 施設団体支援課(佐野)

〒930-0094 富山市安住町5番21号 県総合福祉会館内

電話 076-432-2959 FAX 076-432-6532